

孤 立 死 防 止

～早期の発見と対応、未然の防止のために～



1 “孤立死”と“孤独死”とは？

“孤独死”とは、主にひとり暮らしの人がだれにも看取られることなく自宅等で突発的な疾病等によって亡くなれることをいいます。特に発症直後に助けを呼べずに亡くなれるケースがこのように呼ばれています。

“孤立死”は、社会的孤立のために、自宅等で死後だれにも気づかれることなく遺体そのままになるケース（特に事件性がないもの）のことをいいます。

“孤独死”と“孤立死”の明確な定義や違いはありませんが、“孤立死”を防止するために、特に支援が必要な人の見守りが大切です。

“孤立死”とはいえない
東海市で本当にあった事例

★ ひとり暮らしの高齢者。毎日、月～土曜日までデイサービスを利用していた。月曜日に迎えに行ったら亡くなっていた。

★ ひとり暮らしの高齢者。民生委員による高齢者実態調査では不在が続き、自転車でかける姿は目撃されていたが、近所づきあいもなく高齢者相談支援センターが訪問したところ2日間洗濯が干しっ放しだった。自宅内で死亡発見。身寄りはなく、手持ちのお金は5千円。

“孤立死”の東海市で
本当にあった事例

2 “孤立死”を防止するために

孤立死の背景

- 社会的孤立
- 介護・保健・医療サービスの不在

十分なケアを受けられない状態の中の死

対策

- ◆ “孤立死”を発生させない環境をつくること（支援が必要な人の早期把握と必要なサービスへつなげること）
- ◆ 亡くなってから長期間放置された状況をなくすこと

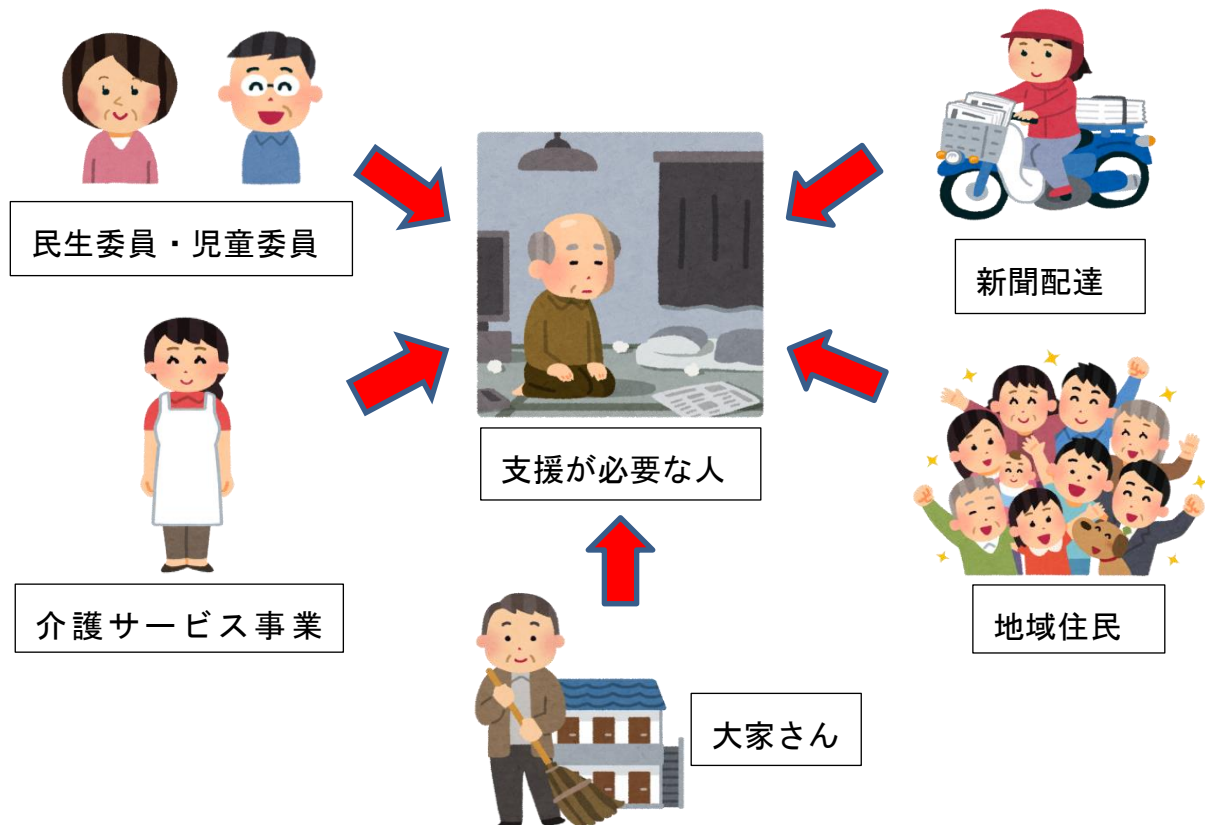
3 “孤立死”を防止するために 日頃から気にかけておくこと

地域に関わるみなさんが、日頃の地域での活動の中で“孤立死”の防止に向けて関係機関と連携し、早期発見と対応に心がけていただくことがとても重要になります。

<例えば…>

- ◆ 民生委員が個別訪問で、自宅を訪問したが応答がない。新聞や郵便がたまっているし、近所の人からも最近見かけないと聞いている。
- ◆ 電気・ガス・水道事業者の担当が自宅訪問をしたが、話のつじつまが合わない、ひとり暮らしのようだ。支払いが滞っているが、自分で金銭管理など、できているのだろうか？
- ◆ 家賃が数か月未払いとなっている。大家さんが自宅訪問したが、話のつじつまが合わないし、様子を変だ。市役所に連絡した方が良いだろうか？

支援が必要な人を発見、気になることがある・・・



気になったときのチェックポイント



次ページへ

気になったときのチェックポイント

いつもと様子が違う…と感じた時に次のポイントをチェックしてください。
市役所（高齢者支援課・社会福祉課）・高齢者相談支援センターへの通報や、連絡の判断をする場合の参考としてください。

①住宅の外から確認できることはありますか？

- 新聞がたまっている
- 郵便物がたまっている
- ベランダや玄関前にゴミがたまっている
- 電気・ガス・水道のメーターが動いていない
- 異臭がする（ゴミ、腐敗臭、ガス漏れなど）
- 洗濯物が干されたままになっている

②近隣の方から聞いた情報はありますか？

- しばらく外出している様子がない、姿も見えていない
- 物音（テレビの音、生活音など）がしていない
- 訪ねてくる人がいても、数日前から留守のようだ



③最近までの様子を知る人はいますか？

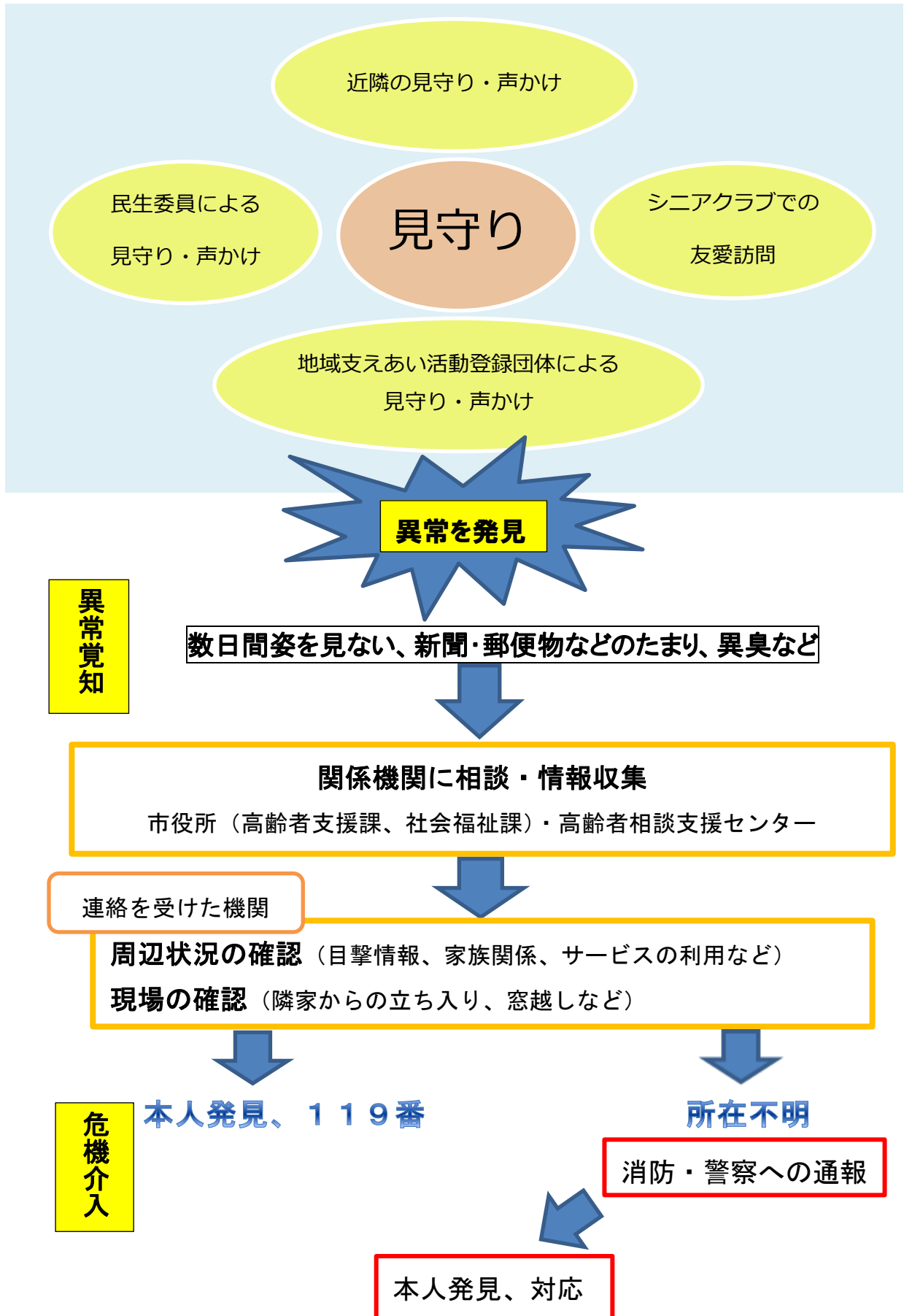
- 近隣でつきあいのある人がいる
- 連絡できる家族がいる
- ヘルパーなどを利用している
- かかりつけ医がいる

④居住状況は確認できますか？

- 玄関の鍵がかかっている（かかっていない）
- 住宅が賃貸であれば大家や管理会社はどこかわかる



“孤立死”の可能性のあるケースへの対応





関係機関等連絡先

東海市役所

高齢者支援課（しあわせ村内）
社会福祉課

電話：052-689-1600

電話：052-603-2211

0562-33-1111

高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）

高齢者の心身の健康の維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる総合相談機関です。

いつまでも「自分らしい生活」を送れるように主任ケアマネジャーや社会福祉士・保健師等が協力しあい、適切なサービスを提供します。

高齢者相談支援センター（しあわせ村内） 電話：052-689-1606

高齢者相談支援センター（加木屋デイサービスセンター内）

電話：0562-31-3312

東海市社会福祉協議会

電話：052-689-1605

少子化がさらに進む一方で、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯は増え続けています。

家族構成や人口構造の変化により、高齢者のみならず地域を構成するすべての人たちの“つながり”が希薄になってきています。

こうした背景をふまえると、“孤立死”はだれにでも起こる可能性があるといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、社会全体でネットワークづくりに取り組んでいきましょう。





個人情報の正しい運用のために

個人情報の保護に関する法律では、原則として本人の同意を得ないで個人情報を取り扱ってはならず、また第三者に提供してはならないと定められています。

しかし、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には適用はしないとされています。

“孤立死”を未然に防ぐためには迅速な発見ができる環境作りと対応が、とても重要になります。

皆様が、この冊子に挙げられているようなケースを身近に感じられた場合には、是非最寄りの連絡先まで連絡をいただき、情報の提供をお願いします。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、全条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前第二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※ 「個人情報取扱事業者」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指すものであり、営利・非営利の別を問いません。自治会・町内会等も含まれます。

孤 立 死 防 止

～早期の発見と対応、未然の防止のために～

編集・発行 東海市 市民福祉部 高齢者支援課 平成30年12月発行
東海市荒尾町西廻間2番地の1（東海市しあわせ村内）
編集協力 東海市家族まるごと支援部会